

農業委員会で審議された案件です

(上段：賃貸借・使用貸借 下段：売買・贈与 単位：件)

案 件 名	4月～7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年度計
農振法による農用地区域除外申請	0	0	0	0	0	0	0
農地法第3条許可申請	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	1	0	0	0	1
農地法第4条許可申請	0	0	0	0	0	0	0
農地法第5条許可申請	1	0	0	0	0	0	1
	3	0	0	0	0	2	5
農用地利用集積計画の決定	5	1	0	0	0	9	15
	1	1	0	0	0	0	2
現況証明願	9	0	1	1	0	0	11
農地法第3条の3届出書	1	0	1	0	0	1	3
農地法第18条第6項合意解約通知書	0	1	0	1	1	0	3
農業者年金に関する申請	8	1	1	1	1	2	14
各月のその他の案件							
8月 ●農地所有適格法人の要件確認について ●令和5年度水稲作況調査について							
9月 ●令和5年度玉葱作況調査の結果について ●令和5年度水稲作況調査の結果について ●令和5年度農地法第30条の規定による農地利用状況調査（一斉）の実施について ●令和5年度果樹作況調査について ●砂川市農業経営基盤強化促進基本構想の見直し（案）に係る意見について							
10月 ●農地利用最適化推進施策に関する意見書（案）について							
11月 ●農林水産省通知「農地法の運用について」に基づく非農地判断について							
12月 ●砂川市地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定に向けた目標地図（素案）の作成について							

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買・賃貸借について

農業経営基盤強化促進法とは農業委員会が取りまとめ役となって安心して売買や賃貸借をできるようにするものです。いくつかの要件はありますが、この法律に基づいて農地の契約をした場合には、農地法の許可が不要であったり、売買の場合は所得税の特別控除を受けることができるなどの多くのメリットがあります。

詳しく知りたい方は農業委員会事務局へご連絡ください。（74-8742）

申し込みは、農業委員会事務局までご連絡ください。



全国農業
新聞

週刊 月4回金曜日発行
月700円、年8,400円
(消費税込)

**知って得する！
農業者年金**

農業者年金は、将来安定して受給できる積立方式・確定拠出型の年金です。

税金が安くなります

農業者年金で支払った保険料全額が、社会保険料控除の対象となるため、その分課税対象所得が下がり税金が安くなります。

保険料に国庫補助が出ます

要件を満たせば、月額保険料2万円のうち4千から1万円の国庫補助を最長20年間受けることができます。

詳細は、農業委員会事務局または、JA新すながわ営農課までお問い合わせください。

